

地方分権改革推進委員会委員長の緊急声明

平成 21 年 12 月 11 日

地方分権改革推進委員会では、国直轄事業負担金について、基本的な考え方を「国直轄事業負担金に関する意見」（平成 21 年 4 月 24 日）をとりまとめた。さらに第四次勧告（平成 21 年 11 月 9 日）ではこれを踏まえ、「直轄事業制度の改革に向け、国の直轄事業の範囲の限定、関係する国の出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う国負担率並みの交付金の創設、地方自治体と事前に協議する仕組みの創設などについて、直ちに工程表を作成し、速やかに取り組むべきである」とした。

また、民主党政権では、10 月 15 日の概算要求では維持管理負担金がないものとして予算要求されていることから、平成 22 年度予算編成で維持管理負担金が廃止されることを前提に以下のように具体的な留意点を記した。

「平成 22 年度予算の編成に当たっても、維持管理費に係る地元負担金を廃止しその全額を国負担に改める場合、維持管理水準や関係工事事務所の配置・規模・経費等の見直しによって維持管理費の徹底的なコスト縮減を行い、その縮減分を建設事業費にまず充当すること等により所要の事業費の確保を図るべき」

にもかかわらず、民主党政権で発足した国土交通省、農林水産省、財務省、総務省の各政務官による「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」では、国土交通省から維持管理負担金のうち「修繕」は「改築に近い」ことから「負担金の対象とすべきものと考えられる」との議論がなされている。

維持管理負担金は本来、施設の管理水準を決める主体である国が全額を負担すべきであり、あいまいな「修繕」という概念を持ち出してその過半を維持しようとするれば、このあいまいな概念に従前同様の不透明な経費を含めて地方に負担させる懸念が残るばかりか、国直轄事業負担金の負担割合が 1/3、4.5/10、0 の 3 段階となり、現行制度よりも複雑な仕組みを創設することになる。これは、改革から遠ざかる制度変更である。

予算の財源不足については、勧告で述べたとおり、徹底的なコスト縮減分をまずは事業費に充当するのが筋である。そのようなコスト縮減のプロセスも見えぬまま、さらに制度を複雑化し、維持管理負担金廃止を先送りすることは認められるものではない。

政府においては、平成 22 年度予算における維持管理負担金の廃止を明確に打ち出すとともに、改革に向けて直ちに工程表を作成することを求める。

以上